

○経済産業省告示第三百一号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替令第六条第一項の（平成十二年通商産業省告示第七百七十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成十七年十一月二十五日

経済産業大臣 二階 俊博

第三号の次に次の一号を加える。

四 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、コンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件（平成十七年外務省告示第千百一号）で定めるものをいう。）に対し行うもの及びこれらのもによる本邦から外国へ向けた支払